—昭和五十年法改正による—
特別弔慰金の申請を忘れていませんか
—三月三十一日まで—

昭和五十年改正法の特別弔慰金の申請をまだしていない方は、時効が三月三十一日に迫りましたので、該当されると思われる遺族の方はお忘れなく申請してください。

—住民福祉課—

戸籍シリーズ ㉔

生活費をめぐる争い

夫婦が円満な共同生活を継続している限り、自分たちとその子供の生活維持に必要な費用を、だれがどの程度負担するかは別段問題がありませんが、夫婦間に破たんが生じた場合には、その費用の負担をめぐっての紛争が生じます。

ここでは、そうした争いがどのように解決されるかを説明しますと、

結婚すると、夫婦の間にいろいろな法律関係が生じますが民法は、その一つとして、婚姻から生じる費用（「婚姻費用」といいます）の負担について規定を設けています。婚姻費用とは夫婦とその間の未成年の子供が共同生活を営むための費用であって、夫婦の日常の生活費、病気の療養費、子供の養育費等のことです。旧民法の下では、原則として、夫が婚姻費用をすべて負担し、その代わり夫に妻の財産を管理し、これを使用収益にする権限が与えられていました。しかし、これは結婚生活における両性の本質的平等の理念に反するので、現在の民法では、夫婦がその資産、収入その他一切の事情を考慮しての婚姻費用を分担すべきものとなっております。

このような、夫婦の生活費や子供の養育費は、夫婦の争いでは必ずといってよく問題になることです。

例えば、夫が他の女性と親しくなり、妻子をかえりみなくなったとか、夫の乱暴や冷たい仕打ちに耐えかねて、妻がやむなく子供を連れて実家に帰ってしまったような場合に、妻に収入がなければ、妻は自分の生活費や子供の養育費などの経済面で行き詰まり、もちろん、このようなことは夫の方にも同様に起こり得ることですが、夫の収入によって生活している夫婦が圧倒的に多い現実においては、妻が苦しい立場にある例が多いものと思われます。

このような場合、妻は、夫に対して必要な生活費などの支払を求め、夫と話合いをしてみて、夫がどうしてもその支払に応じなければ、最後の手段として、家庭裁判所に生活費などの支払を請求する申立てをして、そこで決めてもらうことができるのです。

こうした夫婦の生活費や子供の養育費などの支払を請求する事件は、婚姻費用分担請求事件といわれ、家庭裁判所で扱う事件のうちでは、かなり多くの割合を占めているそうです。しかもそのほとんどが深刻で複雑なものです。

ところで、婚姻費用分担請求事件は、家事審判法で乙類審判事件といわれているものの一つです。審判手続又は調停手続いずれの方法によっても家庭裁判所に申立てが出来ます。

夫婦の争いは、できることなら、お互いの合意に基づいて自主的に解決をしていくことが望ましく、したがって、婚姻費用分担請求事件も、調停の手続で紛争が解決されるにこしたことはありません。しかし夫が理由もなく婚姻費用の分担に応じないとすれば、妻や子供を救済するためには、最後の手段として、審判という強制的な方法で決めることが出来るのです。

『年金ニュース』

〝無年金者にならないために〟

国民年金から老令年金を受けるには、最低で二十五年の保険料を納めなければなりません。その保険料を継続して納められるのは五十九才までですから、そこから遡って二十五年というと、どんなに怠っていた人でも三十五才からは保険料を継続して完納しつづけなければならないわけです。本来は、二十才から加入して保険料を納めることに法律で定められているのですが、三十五才をすぎても、加入せず納付しない人は、後になって、年金をほしいと悔んでも、後の祭りで、生涯を通じ加入も納付もできない建前になっています。

大きな社会連帯という環からはみ出さないように、目先の損得を離れて、未来の幸福をつかむために、少しでも早く国民年金に加入しましょう。

国民年金の保険料を納めなくとも七十才になれば老令福祉年金をくれるからと思い違えている人もいますが、それを受けることのできるのは、明治四十四年四月一日以前に生まれた人だけです。十分注意して下さい。

昭和五十三年度 交通災害共済に加入しましょう
継続、新規加入手続は三月三十一日までに

〝一日一円の会費で会員相互の助け合いを〟ということで新潟県交通災害共済組合が発足してからすでに九年を経過いたしました。

この間住民各位のご理解により加入会員の数も年々増えて、昭和五十二年度は一四〇万人をこえ、加入率も五八%をこえ県民の半数以上の方が加入されております。

交通事故絶滅の願いもむなしく、なかなか事故は減りません。

いつあなたや、ご家族の方が交通事故に遇うかわかりません。

車輌交通止のお知らせ

岩室村役場ではこのような場合に備えて五十三年度の〝交通災害共済〟に加入されることをおすすめしております。

いま加入している人も三月三十一日で共済期間が終りになりますので忘れずに継続のための加入申込をしてください。

尚、継続の手続及び新規加入の手続きについては、例年の通り、各区長さんをとおして加入申し込み書を二月中旬頃配布しますのでそれが届いたら、忘れないうちに加入の手続きをしてください。

また、見舞金請求手続がまだ終っていない方、請求手続は一年を経過すると請求できません。早目に役場総務課まで相談においでください。

○橋本栄線（栄～県道白根間瀬線間）
自昭和53年1月11日
至昭和53年3月25日
○医療センター脇西長島線
自昭和53年1月16日
至昭和53年3月31日

それぞれ車輌交通止となります。ご協力下さい。

元旦マラソンなど
新春スポーツ大会盛況！

あいにくの雨のなか元気にスタート

新しい年の始めに当り、新たな決意と希望に向って進む契機にしようと企画された元旦マラソンも今年で第四回を迎えました。

小雨もようのあいにくの天候にもかかわらず多数の参加者でにぎわいました。

開会式で金子村長など、関係者の激励を受け、午後一時スタートし、全員が完走しました。

成績は次の通りです。

○小学生男子の部
一位　五十嵐直樹
二位　川上　一也
三位　坂爪　君広

○小学生女子の部
一位　池上小津恵
二位　瀬戸はるよ
三位　竹内小百合

○中学生男子の部
一位　田中　祥一
二位　渡辺　五郎
三位　宝輪　義昭

○女子の部
一位　中原ハツエ

○青年の部
一位　上野　勝博
二位　大塚日出男
三位　小林　幸平

○一般男子の部
一位　山田　勝英
二位　山田　清
三位　小川　石郎

○壮年の部
一位　小林　勇作
二位　山崎　行夫
三位　石添　正栄

第2回岩室村近郷少年バスケットボール大会

一月十五日（成人の日）バスケットの実践活動を通じ少年の健全育成を図ろうと、開催されたこの大会も今年は、西蒲、燕、三条、新潟から優秀チームの参加を得て、充実した大会となりました。

連続優勝をねらう岩中が二回戦で敗退するなど番くるわせがあり、結局、坂井輪中学校が優勝しました。

成績は次の通りです。

一位　坂井輪中
二位　巻　中
三位　燕　中
弥彦中

少年剣道、空手道 新春けいこ始まる

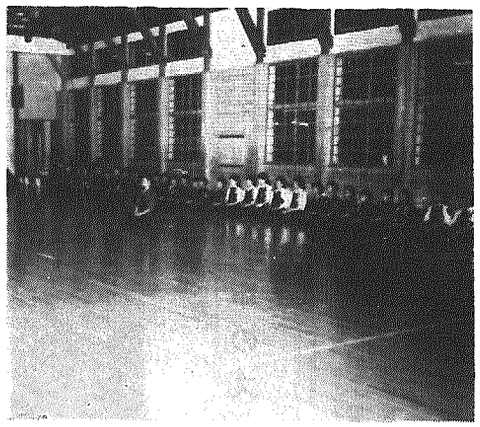

一月十八日に剣道、二十日に空手道の新春けいこが始まりました。

日本古来の武道として、その時々の人びとに受つがれ、日本独自の競技として今日に至っております。

現代では、スポーツ的要素とは別に心身鍛練の場として考える人も少くありません。

理屈より実行を尊び、敬と礼儀を重じ、苦難に屈せず、明朗な性格など、徳性を養うことができるからです。

練習を通じ青少年の健全育成を図る格好のスポーツといえることができます。

井上先生を中心とした指導者と後援会の援助によりますます活発になってきています。

県下の各大会に参加し、互角に戦えるまでに育ちました。

昨年は、西蒲剣道連盟で主催した、夏季強化練習と昇段審査に参加し初段位を獲得するなどめざましい、活躍の年でありました。

初段者は次の通りです。

高綱　明、山田　敏司
山上　政浩、佐藤　直幸
古沢　賢一

◇◇◇◇◇◇

これらスポーツの振興は青少年の健全育成施策とも深くかかわっていることをご理解いただき積極的な参加と助長のためご協力くださるようお願いします。

第八回 村民バスケットボール大会

伝統を誇る本村バスケットボール大会が去る十二月二十五日、岩室中学校体育館で開催されました。

県青年大会に参加し好成績をあげたバスケットチームなど多数が参加しました。

充実した試合展開で盛況のうちに終了しました。

熱戦の結果、成績は次の通りです。

一位　岩室クラブ
二位　高三チーム
三位　テンプターズ　岩中三年チーム